

自然再生の推進に関する政策評価結果に基づく勧告に伴う政策への反映状況（回答）

テ ー マ 名	自然再生の推進に関する政策評価結果（総合性確保評価） （平成 20 年 4 月 22 日勧告）
関係行政機関	環境省（回答日：平成 20 年 12 月 2 日） 農林水産省（回答日：平成 20 年 11 月 28 日） 国土交通省（回答日：平成 20 年 12 月 3 日）

政策の評価の観点及び結果	
○ 評価の観点	自然再生の推進政策が、自然再生推進法（平成 14 年法律第 148 号）（以下「法」という。）及び自然再生基本方針（平成 15 年 4 月 1 日閣議決定）（以下「基本方針」という。）に照らして、どの程度効果を上げているかなど総合的な観点から全体として評価を実施
○ 評価の結果	当省が実施した意識等調査、実地調査等の結果をみると、平成 14 年に法が制定されたことを契機として、国や都道府県が実施する自然再生事業数の増加、法定協議会及び法定外協議会数の増加、自然再生活動を行っている NPO 法人数の増加、自然環境学習の実施回数増加など、多様な主体による自然再生への取組・参加が増加している状況がみられることから、法の制定による一定の効果がみられた。 しかしながら、①法定外協議会の設置数、国、地方公共団体及び NPO 法人による自然再生事業数が増加傾向にあるにもかかわらず、法定協議会の設置は必ずしも十分に進んでいるとはいえない、②法に基づく自然再生事業は、1 法定協議会を除いてすべて公共事業として実施されているものであり、地域住民や NPO 法人等が主導し実施者となって、法に基づく自然再生事業を実施している状況はほとんどみられない、③法定協議会は、法及び基本方針に基づき協議会の運営を行っているが、自然再生事業の進ちょく状況をみると、必ずしも効率的・効果的な協議会の運営となっていない、④国が設置した推進会議及び地方ブロック会議は、自然再生を総合的、効率的かつ効果的に推進する上で関係省庁間における連絡調整が十分なものとなっていない、⑤専門家会議は、地域の法定協議会の効果的な取組への支援を十分に行うことができるようになっていない、⑥法定協議会に対する国及び地方公共団体における各種支援・措置は、法定協議会を設置しようとする十分なインセンティブとなっていないなどの課題が認められ、自然再生推進政策を一層推進し、その効果を発現させるためには、これらの課題の解消が必要となっている。 1 法に基づく自然再生事業の在り方・方法等の見直し (1) 自然再生を目的として多様な主体が参加して設置された自然再生協議会は全国で 87 協議会となっており、このうち法定外協議会が約 8 割（69 協議会）を占める一方、法定協議会は約 2 割（18 協議会）となっている。 (2) 法定協議会の設置から自然再生事業の実施に至るまでは、関係行政機関の主導によるものがほとんど。地域住民や NPO 法人は、労力・資金力に乏しいため、主導している状況はほとんどみられない。 (3) 法定協議会参加者への意見聴取によると、法定協議会のメリットとされている「多様な主体の意見聴取が可能となること」を挙げるものが 33.3%。一方、デメリットとして、「多様な主体が多数参加することにより合意形成・調整に長期間を要すること」を挙げ

るものが 39.3%。法定協議会のメリットとされていることが、必ずしも法定協議会の設置を促進する誘因とはなっていない。

2 法定協議会の運営方法の見直し

- (1) 法定協議会は、地域の多様な主体が多数参加することなどにより合意形成に長期間を要する等のあい路がみられ、事業が進ちよくしない傾向がみられる。また、法定協議会の中には、合意形成が図れずとんざした協議会、解散した協議会があるなど参加者の確保の方法及び合意形成方法が課題となっている。一方、参加者の募集方法、合意形成の方法について工夫をしている例がみられる。
- (2) 事業実施後のモニタリングにおいて、自然再生の目標に照らして事業が適切なものとなっているかなど、科学的な検証を行うに当たって、達成すべき水準が具体的に特定された目標とすることが重要。このような目標を設定しているのは、全体構想を作成している 15 法定協議会のうち 8 協議会（53%）。目標の設定方法に関する情報や目標を設定するに当たって必要となる自然環境データの提供が十分とはいえない。
- (3) 自然環境専門家の知見を十分に活用するため自然環境専門家を中心とした分科会等を設置することが有効な手段。このような分科会等を設置しているのは、全 19 法定協議会（解散した 1 協議会を含む。）のうち 7 協議会（37%）。自然環境専門家の知見の活用方法についての情報提供が不十分となっている。

3 国の支援の充実等

- (1) 自然再生推進会議及び地方ブロック会議における関係省庁間の連絡調整は、十分なものとなっていない。
- (2) 自然再生専門家会議は、各法定協議会が作成した実施計画について意見を述べているが、これらの意見は各法定協議会の実施計画に十分反映されるものとなっていない。
- (3) 主務省の相談窓口において受け付けた相談件数は 4 年間で計 16 件とわずか。また、自然再生活動を行う NPO 法人及び住民等の 64%は相談窓口を承知していないなど、相談窓口の周知が不十分となっている。

なお、相談窓口を利用した者のうち、「的確な対応で役に立った」とするものが 72.4%みられる。

- (4) 自然環境学習プログラムとして個々の自然環境学習の具体的な内容を記載しているものは 3 実施計画（25 %）にとどまっており、各計画における記載も区々。主務省は、自然再生を活かした自然環境学習を効果的に実施するため自然環境学習プログラムとして整備すべき内容を示していない。

勧告	回答
主務省は、今後の自然再生推進政策を効果的に推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。 1 法に基づく自然再生事業の在り方・方法等の見直し 法に基づく自然再生事業において、法定協議会の設置等の事業の立上げ時点における支援の充実・強化を図ることなどにより、法に基づく自然再生事業とすることの意義・メリットをいかし、地域住民、NPO法人等が実施者となって主体的・継続的に取り組むことができるようにすること。 2 法定協議会の運営方法等の見直し 法定協議会の効果的・効率的な運営、法に基づく自然再生事業の適切な実施を図る観点から、次の事項を実施すること。 ① 法定協議会において、地域が自然再生の実現に向けて長期的・継続的に取り組むための円滑な合意形成が図られるよう、参加者の確保及び合意形成の方法について必	【環境省、農林水産省、国土交通省】 ① 自然再生専門家会議、地域の自然再生協議会等から意見を伺い、地域の自然再生の取組の効果的な推進、生態系の保全・再生の重要性の強調、全国的・国際的視点の強化、学習・研究の推進等の観点から、自然再生基本方針の見直しを実施(平成20年8月5日～9月3日にパブリックコメントを実施)し、その結果を反映した新基本方針を決定(平成20年10月31日閣議決定) 新基本方針において、国は、協議会等に対する技術的支援を行うため必要に応じて自然再生専門家会議を開催すること、協議会の設立や協議会間の情報交換、地域住民・民間団体等が行う自然再生活動等への支援を行うこと、地方公共団体と協力して自然再生の推進に努めることなどを追加 ② 自然再生推進法の具体的活用事例等を掲載したパンフレット「自然再生を進めるために」(以下、「運用パンフレット」という。)を作成し、自然再生協議会の設立を検討している地域等へ配布することによる普及啓発を実施する予定 【環境省】 ① 「自然再生活動推進費」により、地域の自然環境に関する情報収集や自然再生の普及啓発等を引き続き実施 また、平成21年度に向けて、自然再生協議会の設立・技術的支援を行うための事業内容を追加するよう予算要求を実施 ② 環境省ホームページ、パンフレット等を用いて、自然再生についての普及啓発を引き続き実施 【環境省、農林水産省、国土交通省】 ① 運用パンフレットにおいて、協議会の組織化及び運営に当たっての工夫事例を掲載し、必要な情報提供を実施する予定 ② 自然再生協議会情報連絡会議を開催し、合意形

要な情報提供などの支援を行うこと。 ② モニタリング等において科学的な検証が可能となる目標を設定することができるよう、目標の設定方法についての情報や目標の設定に必要な自然環境データを提供すること等必要な措置を講ずること。 ③ 科学的知見に基づく専門的な協議の実施において、自然環境専門家の知見を十分に活用した分科会等を設置するなどにより効果的に進めている事例を収集し、これらの情報を提供すること。 また、法定協議会からの要請に応じて必要な自然環境専門家を紹介するなどの支援を行うこと。	成や参加者確保に向けた取組に関する課題への対応状況などについて、協議会レベルでの情報交換を実施（予定を含む。） （参考） 西日本：平成20年11月5日～6日、広島市（八幡湿原） 東日本：平成21年1月20日～21日、小金井市（野川）予定 【環境省、農林水産省、国土交通省】 ① 自然再生基本方針の見直しを行い、新基本方針において、自然再生の目標については、①持続的に良好な状態を維持することが技術的にも社会経済的にも可能な自然環境を目標として設定すること、②その中で、自然の復元力やサイクルを踏まえた持続可能性を考慮して、長期及び短期の目標を設定することが重要であること、③目標は、わかりやすく、出来る限り具体的なものとする必要があり、その設定方法として、自然再生事業の対象地の自然環境の変遷の分析を踏まえて検討を行い、過去の特定の時期の状況を目標とする、あるいは地域の特徴的な種や生態系の状態に着目して目標を設定することなどを追加 ② 運用パンフレットにおいて、目標設定の考え方や具体例を記載し、目標の設定方法に関する情報提供を実施する予定 【環境省、農林水産省、国土交通省】 ① 自然再生基本方針の見直しを行い、新基本方針において、国は、協議会等に対する技術的支援を行うため、協議会の設立や協議会間の情報交換、地域住民・民間団体等が行う自然再生活動等への支援を行うとともに、地方公共団体と協力して自然再生の推進に努めることを追加 ② 自然再生協議会情報連絡会議を開催し、分科会等の設置事例や課題への対応状況などについて、協議会レベルでの情報交換を実施（予定を含む。） ③ 運用パンフレットにおいて、分科会の設置事例等を掲載し、効果的に自然再生を進めている事例等の情報提供を実施する予定 【環境省】 自然再生活動推進費の平成21年度予算要求において、地域の自然再生協議会へ自然再生専門家会議委員の派遣や他の自然再生協議会からの講師派遣等を行い、技術的な課題の解決に向けた取組を進めるた
--	--

3 国の支援の充実等 自然再生を総合的、効果的かつ効率的に推進する観点から、次の事項を実施すること。 ① 自然再生推進会議及び地方ブロック会議における関係省庁間の連絡調整の充実を図ること。 また、自然再生専門家会議については、同会議が地域の法定協議会の効果的な取組に向けての支援を行うことができるようにするなど、有効に活用されるよう必要な措置を講ずること。 ② 地域住民、地域で活動するNPO法人等が実施者となつて行う自然再生を推進するため、相談窓口の周知を含め、地域における自然再生に関する普及啓発活動を推進すること。	めの事業内容を追加 【環境省、農林水産省、国土交通省】 ① 平成20年3月27日、自然再生推進会議を開催し、自然再生推進法及び自然再生基本方針の見直しについて検討を実施 また、平成20年10月23日、自然再生推進会議を開催し、関係省庁で基本方針の変更案について、最終確認等を実施 ② 地方支分部局に対し、「自然再生の推進のための地方ブロックにおける連絡調整の充実について」（平成20年7月18日付け事務連絡）を发出し、各地方ブロック会議において設置要領を作成すること、必要に応じて自然再生協議会構成員等を参加させること、連絡調整の内容を強化すること、会議開催を徹底することについて、要請 【環境省】 平成20年10月17日に開催した「地方環境事務所長会議」において、自然再生の推進に向けて、関係省庁の地方支分部局との連携強化について要請 【環境省、農林水産省、国土交通省】 新基本方針において、国は、協議会等に対する技術的支援を行うため必要に応じて自然再生専門家会議を開催することを追加 平成20年9月17日～18日、自然再生専門家会議が、阿蘇草原再生協議会再生事業対象地区の現地調査を行い、協議会関係者との意見交換、学術的観点からの指導等を実施 【環境省】 自然再生活動推進費の平成21年度予算要求において、自然再生専門家会議委員が地域の協議会へ継続的に指導・助言できるよう事業内容を追加 【環境省、農林水産省、国土交通省】 運用パンフレットにおいて、相談窓口の目的や設置状況を掲載し、相談窓口の周知・普及啓発を行う予定 なお、環境省、農林水産省及び国土交通省ホームページにおいて、相談窓口を周知するほか、自然再
---	--

③ 自然再生をいかした自然環境学習が効果的に実施されるよう、自然環境学習プログラムの具体的な例を情報提供するなどの支援を充実すること。	生専門家会議の資料・議事録の公開、全国的な自然再生の取組状況の公表等を引き続き実施 【環境省】 ① 自然再生活動推進費により、自然再生の取組を進める地域におけるワークショップやセミナー開催など自然再生の推進に向けた普及啓発活動を引き続き実施 ② 平成21年度予算要求において、自然再生専門家会議委員や他の協議会からの講師派遣等により、地域レベルでの課題解決に向けた取組を支援するための事業内容を追加 ③ 平成20年10月17日に開催した「地方環境事務所長会議」において、自然再生の推進に向けて、各地域における自然再生に関する普及啓発活動の推進等を要請 【環境省、農林水産省、国土交通省】 ① 自然再生基本方針の見直しを行い、新基本方針において、①学校教育における環境教育の充実を図るとともに、国民ひとりひとりの環境保全への意識の高まりに応えるよう、家庭、学校、地域、企業などにおける生涯にわたる質の高い環境教育・学習の機会の多様化を図ることが重要であること、②様々な形の環境教育・学習を進める際に、自然再生事業を実施している地域が積極的に活用されるようにしていくことが大切であること、③そのため、学校教育機関及び研究機関、博物館及び公民館等の社会教育施設など、地域の関係機関との協力と連携を強化する必要があることなどを追記 ② 運用パンフレットにおいて、自然環境学習の意義や自然再生事業地を活用した自然環境学習の取組方法の事例を情報提供し、効果的な自然環境学習を推進する予定 ③ 自然再生協議会情報連絡会議を開催し、自然環境学習の取組内容や課題への対応状況などについて、協議会レベルでの情報交換を実施（予定を含む。）
--	---